

不利益処分の内容	特定農地貸付けの承認の取消し		
根拠法令及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第４条第３項		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
設 定 日	平成６年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
承認に係る貸付規程に従って、貸付規程どおりに特定農地貸付承認を行っていない場合だけでなく、特定農地貸付けの承認を受けた後も長期にわたって特定農地貸付を開始しない場合や、特定農地貸付を廃止した場合もこれに該当する。			

不利益処分の内容	農地等の権利移動の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	農地法第 3 条の 2		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において処分基準が言い尽くされているため、処分基準の設定はしない。			

農委－3

不利益処分の内容	違反転用に対する許可の取消し等		
根拠法令及び条項	農地法第 51 条		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において処分基準が言い尽くされているため、処分基準の設定はしない。			